

第4回

ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年1月22日(月)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後 2時02分開会

事務局（植田） それでは、ただいまより第4回環境社会配慮ガイドライン策定委員会を開催させていただきたいと思ます。

まず最初でございますけれども、前回の委員会の際に原科委員長から、ぜひF o E ジャパンから委員をお迎えしたいということでご提案があったかと思ます。きょう早速でございますけれども、F o E ジャパンから神崎尚美様に委員としてご参加をいただいております。ご紹介をいたします。神崎様どうぞ一言、よろしくお願ひいたします。

神崎委員 こんにちは。F o E ジャパンの神崎と申します。

F o E ジャパンは気候変動ですとか森林ですとか、いろいろなプログラムがございますけれども、私が所属しております開発金融と環境プログラムでは、海外での開発プロジェクトが住民への被害あるいは環境への被害を起こさないようにということで活動しております。今回、途中からの参加となりましたけれども、お声をかけていただきまして、この場に参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（植田） どうもありがとうございました。

それでは、ここから委員長に議事の方をよろしくお願ひいたします。

原科委員長 それでは早速、1番目の議題になりますが、ジェットロに対する環境関連の相談事例ということで、お願ひしまして、かなり詳細なデータをつくっていただきました。これについてご説明いただきたいと思ます。ご説明はどなたにお願ひしたらよろしいですか。

永田部長 市場開拓部永田でございます。

前回の委員会におきまして、口頭で概略ご説明させていただきましたけれども、今回お手元に資料をお配りしておりますものにつきまして、現在アジアに対して投資の関連のアドバイザーを16名派遣しております。これらのアドバイザーが相談に応じました案件数が今年度4月以降10、11月期までにおいて、3ページに書いてありますが、総件数3,422件、そのうち環境関連のものについて検索、抽出してみました。結果がお手元の28件でございます。

内容につきまして前回簡単にご説明させていただいておりますけれども、基本的に相談業務に応じております内容でございますが、そもそも投資関連ということで、その質問の内容については非常に幅広うございます。特に例えばこの種の業者を教えてください、ないしは工業団地について一定の水の供給についてはどうなっているかというような、極めてピンポイントでの情報紹介、質問等が寄せられるケースが多々ございます。何を申し上げたいかと言いますと、投資の案件そのものをすべてジェットロの方で相談にあずかるという部類のものではございませんので、念のために申し上げたいと思ます。

それと、この情報の中身につきましては、あくまでも環境関連の質問が出ましても、基本的には投資アドバイザーでございますので、法令、税制等々を中心といたしまして、必ずしも環境の専門家ではないということをご承知おきいただければと思います。原則としましては現地法令に照らして環境関連のものが適正に行われるかという意味でのものがチェックポイントになるかと思えます。

(この後、永田部長よりジェットロに寄せられた環境関連の相談事例28件の概要について説明を行った。)

原科委員長 どうもありがとうございました。何かご質問ございますか。

岡崎委員 投資アドバイザーの方々は基本的に皆さん現地にいらっしゃるわけですか。

永田部長 現地で常駐いたします。

岡崎委員 そういった方々が選定され、現地に行かれているわけですが、伺いたい点は例えばどのぐらいの期間現地にいらっしゃって、それから行かれるに当たって、アドバイザーとしてご自身の経験に基づいて行かれるということが基本的に多いのだろうと思うのですが、現地の事情は時々刻々変わっていくわけございまして、そういったアドバイザーの皆さんが行かれるに当たって、在任期間中に現地の事情をアップデートするための努力と申しますか、施策ですね、これについてジェットロ本部としてどのようなお考えでやっていらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

永田部長 まず、お尋ねの第1点でございますが、投資アドバイザーは期間につきましては大体2年ないしは3年でございます。それで、その業績等も勘案して、それから今ご指摘にございました現地のニーズの変化に対応するような形で専門家の選定ないしは変更を行っております。

それと、アドバイザーの選定につきましては、私ども事業部、私どもの市場開拓部、それと総務・人事が入りまして原則公募で、かつその上で最終絞り込んだ段階で面接試験を実施しております。

その際、まさにご指摘の3番目に関連いたしますが、現地においていろいろ質問、相談にあずかる内容が場所によって、時期によって変わってまいります。例えば中国ですとやはり最近流通の関係のお尋ねが多いということで、流通の経験者ということでお願いしております。それで、おおむね海外に駐在の経験がおありの方、それと例えば食品なら食品、流通なら流通ということで、その分野で例えば商社等に勤務をなされた方等々をお願いしております。

それと、最後の、これは前回の委員会でもご指摘ございましたが、個々の情報というのはある意味では汎用性といえますか、共有して一部はほかの企業さんも同じようなことを考えてお

られる、関心を持っておられるという方に対しても情報提供という意味では、私どもの中でデータベース化して蓄積するなりというようなことで、なるべくこれを収録し、かつ外に出せるものについては内容的には整理いたしまして、ご提供していくというような状況でございます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。環境関係の相談内容、1%以下ですか、あまり数は多くないと思いますけれども、しかし各国の、環境規制がだんだん厳しくなってきた印象はありますね。ですからこれがやはり環境配慮だといえば環境配慮だと思います。よろしいでしょうか。

吉田委員 遅れてすみませんでした。

今の現地のオフィスというのは、そういういろんな情報を流していると思うのですが、ホームページなんかである程度現地で、まずあるのかどうか、現地のオフィスが。そういうことに対する企業投資に関する注意とかなんとか、そういうものを広報とか、現地の事務所自身がその国の、例えば具体的にいつて社会環境配慮に対する留意事項とかいうのを常時流しているサイトがある、そういうことをやっておられますか。

永田部長 すべての事務所においてということではございません。と申しますのは、私ども例えば中南米、アフリカ、北欧において生じておりますが、いわゆる技術的なネットのウェブの機能、技術的な問題もございます。

それと、あとはジェトロ独自ではなくて、ジェトロがかなり現地日本人商工会議所等々と提携するような形で、場所によっては商工会活動の事務局として機能するような形で現地への社会貢献等々についていろいろ商工会活動の中でご紹介させていただき、ないしは活動としてお示しするというようなことはやっております。また一般の企業情報、関連情報といたしましては、ニュースとして、全てではありませんが、現地で関連情報をメールでメンバーを一応募って、会員参加企業に対してメールで情報等を伝達していくというケースはございます。

原科委員長 あとよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

では次へ参りましょう。きょうは情報提供をお願いいたします。「国際協力銀行における環境社会配慮ガイドラインについて」でございます。岡崎委員からご説明いただきます。

今日からジェトロの案件形成関連調査についての議論をいたしますので、その前にJBICでどんなふうに環境社会配慮をやっておられるか、具体的に説明いただきたいと思います。準備よろしいでしょうか。

それでは岡崎委員よろしく申し上げます。

岡崎委員 それではお時間をいただきまして、国際協力銀行の環境社会配慮確認のためのガイドラインについてその内容を簡潔にご説明させていただきたいと思います。

冒頭、植田さんの方から資料のご紹介がございましたが、もう一部、きょう携えてまいりましたのが緑色の表紙のレポートでございます、これは『環境・社会行動レポート』というものでございます。前回の委員会でCSRについて議論があったところでございますが、私どもの銀行で作成しているCSRレポートということで持ってまいりました。こちらの中にも19ページから、ガイドラインによる環境社会配慮確認ということで、私がこれからお話することと共通するような内容が記載されておりますので、参考にしていただければと思います。

それではガイドラインの内容についてご説明をいたします。パワーポイントと皆様のお手元にガイドラインそのものをお配りしてございますので、両方を併せ見ていただければと思います。

まずこのガイドラインの前書きということで、ガイドラインそのものを開きますと1ページに書いてあることでございますけれども、ご案内のように、私どもの銀行は1999年10月1日に、それ以前にございました日本輸出入銀行と海外経済協力基金、2つの政府機関が統合して誕生した機関でございます。それぞれの機関がそれぞれのガイドラインを持っていたわけでございますが、現在のガイドラインは統合されたガイドラインということで、1つのガイドラインで国際金融等業務、これは旧日本輸出入銀行の業務、そして海外経済協力業務、これは海外経済協力基金の業務でございますが、双方に共通のものとしてこのガイドラインを適用しております。そして、環境社会配慮確認を通じて持続可能な開発への努力に貢献するというところでございますが、細かいことでございますけれども、この確認という言葉でございますが、私どもが行いますのは環境社会配慮そのものではなく、プロジェクトの実施主体が行います環境社会配慮の内容を確認する、金融機関としてその内容を確認するというところでございます。

また、最近ですと、CDMですとか共同実施といった京都メカニズムの手法を活用したプロジェクトといったようなものもございますので、従来にも増して地球環境保全などに貢献するプロジェクトを積極的に支援していくということを謳ってございます。

確認の対象は、汚染対策、自然環境、社会環境ということでございますが、このガイドラインで想定している社会の意味するところでございますけれども、非自発的な移転あるいは先住民等への人権の尊重等ということで、前回、ご紹介したように社会という言葉の意味が、最近、特に国際金融機関において見直しが始まっているということがございます。

このガイドラインを策定するに当たりましては、さまざまなステークホルダーともミーティングを重ねました。加えて、例えばOECD、日本輸出入銀行の業務ですと輸出信用部会、海外経済協力基金の業務ですと開発援助委員会、そういった場で行われていた議論も踏まえて策定したものでございます。

次のページはガイドラインの構成、ガイドラインに何を記述しているかという目次でございますので省略させていただきます。

基本的な方針として我々が考えておりますのは、環境社会配慮の確認、プロセスにおいて地域住民、現地のNGOを含むステークホルダーの参加の重要性を認識するということでございます。それ以前、もちろん日本輸出入銀行も海外経済協力基金も独自のガイドラインを持っていたわけでございますけれども、ややもすると融資の要請者との対話による検討によって融資判断をしていた嫌いがなきにしもあらず、幅広くステークホルダーの参加を求めていくということでございます。また、相手国の主権を尊重しながら、相手国、借入人等との対話を重視ということも謳ってございます。

次にガイドラインの目的と位置付けでございますが、先ほども申し上げましたように、金融機関としてのJBICがプロジェクトの実施主体が行います環境社会配慮を確認するための手順が書かれております。またその判断基準、それから個別のプロジェクトのキャラクターによって求められる環境社会配慮というものは異なってまいりますので、それらについて書いています。

そして、これが一番重要なことだと思っておりますが、あらかじめJBICからガイドラインを示すということによりまして、将来JBICからの融資を期待するプロジェクトの実施主体に対して適切な環境社会配慮を促すということがこのガイドラインの目指すものの一つでございます。

その基本的な考え方でございますけれども、何回も申し上げましたけれども、環境社会配慮そのものはプロジェクトの実施主体者がやる、その確認をJBICが行うわけでございます。3つの段階に分けて行います。

1つはスクリーニング。これは後ほど触れますけれども、プロジェクトの影響や規模等に応じましてプロジェクトのカテゴリー分けを行います。その次に環境レビューということで、いわゆる環境社会配慮の審査、つまり確認をいたします。そして融資承諾の後のモニタリングというステップに入っていくわけでございます。

必要な情報につきましては、借入人、プロジェクトの実施主体、相手国政府、それから国際金融の業務の場合ですと、基本的に民間の金融機関との協調融資という形を取りますので銀行から、そしてステークホルダーからの情報を入手いたします。実際にはカテゴリA案件になりますと、現地への視察、サイト実査、専門家の雇用ということになりまして意見を聴取するといったステップになります。の借入人とプロジェクトの実施主体者、これは同一になる場合もございますし、別々になる場合もございます。例えば金融機関が借入人になりますと、実際

にプロジェクトを行う者、プロジェクトの実施主体者は別に存在して、そちらに融資資金が転貸されるというようなケースもあるわけでございます。

適切に環境社会配慮が行われているかどうか、その確認をするための基準でございますけれども、何といたしても、まず現地基準を遵守しているのかがどうかということが出発点でございます。その上で国際的な基準、これは世銀などの国際機関が設けている基準あるいはアジア開発銀行のような地域の開発金融機関が設けている基準、あるいは日本、欧米等の先進国が設けている基準、あるいはグッドプラクティス等を参考にして確認を行っています。

現地基準と国際的な基準に大きな乖離がある場合、最近はこういったケースはあまり多くはありませんし、かつてに比べますと減ってまいりましたけれども、それでも現地基準の方が非常に低い場合がございます。国際的な基準と乖離がある場合があるわけです。その場合には相手国やプロジェクト実施主体者等との対話を通じて背景等を確認して許容できるような理由があればそのままやるでしょうし、さらに対策が必要な場合にはそういったことの実施を要求する。そうした行為の結果、適切な環境社会配慮がなされていないと私どもが判断した場合には、意思決定として融資は行わないということもあるわけです。

実際の環境社会配慮の手続でございますけれども、スクリーニングという行為、これはスクリーニングフォームというものがガイドラインの24ページにございます。この24ページにあるスクリーニング用のフォームを借入人ないしプロジェクトの実施主体からなるべく早く徴求して、プロジェクトのカテゴリ分けを行います。ここでは日本語で書かれておりますけれども、もちろんプロジェクトの実施主体が海外の場合が多くなりますので英語の場合が多いわけです。もっとも日本企業が海外で投資をする、あるいは貿易取引を行うといった場合には日本語で出てくる場合もございます。

そして、スクリーニングフォームに基づきまして、私どもはまず営業部の方でカテゴリ分類の案をつくる。その案の分類でございますけれども、A、B、CそしてF Iというのがございます。

カテゴリAというのは、重大で望ましくない影響のあるプロジェクト、B、Cと、おおむね影響の度合いに応じてカテゴリ分けをします。カテゴリF Iというのは、これは融資供与の段階ではまだプロジェクトが具体的に決まっていないツーステップローンのような場合に適用するものでございます。こ例えば日本企業がある機器を輸出したいといった場合に、その決済に必要な資金をあらかじめ途上国の銀行にクレジットラインで供与するといったようなケースがございます。そういったしますと、潜在的なニーズとして融資規模は把握できますけれども、具体的なビジネスというものはそのクレジットラインの供与を受けて動き出すということで、そ

のプロジェクトごとにカテゴリ分けをしまっているということがあります。従いまして、そういった場合にはカテゴリF Iというカテゴリ分けになります。

それぞれのカテゴリ分けに応じまして環境レビューのやり方は異なってまいります。注目される案件はどうしてもカテゴリAになるケースが多いわけでございますけれども、先ほどの『環境・社会配慮レポート』の20ページにカテゴリ別の融資承諾案件の割合の推移というデータがございます。国際金融等業務ですとカテゴリAはほぼ横ばいという感じでございますけれども、円借款ですと徐々にカテゴリAが増えてきているわけでございますが、カテゴリAの案件、すなわち環境への重大な影響を及ぼし得る案件の場合は、環境アセスメント報告書、E I Aというものでございますけれども、これを徴求して、それに基づいてレビューを行います。カテゴリBの場合ですと、環境アセスメント報告書が取られていればそれを参考にいたしますけれども、必ずしもそれを求めてはいない。Cはそういった環境レビューという行為そのものを必要としない点のもの。それから、先ほど申し上げましたカテゴリF Iという場合には、何が出てくるかわからないということでは困りますので、例えばツーステップローンの場合ですと、金融機関に対してJ B I Cのガイドラインを示すということで環境社会配慮を確保していくこととなります。

モニタリングでございますが、カテゴリA及びカテゴリBは一定の期間モニタリングをするということでございます。この一定の期間ということですが、国際金融等業務と海外経済協力業務では融資期間がかなり違います。大体、円借款ですと30年、場合によっては40年というケースがございます。30年間、まあ40～50年間もの期間に亘ってモニタリングし続けているということは大変なことでございます。そういった場合には、貸出完了後、一定の期間と具体的にタイミングを定めてモニタリングをしていく。あるいは環境社会配慮で特に留意すべき環境については毎年1回ないし2回モニタリングの結果を徴求することで確認していく場合もございます。

また国際金融等業務の場合には融資期間はせいぜい10年から15年ぐらいになります。こちらの方は融資期間中モニタリングを行っております。その後、モニタリングの期間中に環境社会配慮が十分ではないというような指摘を受けた場合に、あるいは我々がモニタリングを行った結果としてそういった指摘を私どもとしてもし得るというような場合には、借入人に対してその内容を伝えまして、適切な対応を求めるといったことがございます。適切な対応が求められてない場合には、融資契約に基づいて貸付実行の停止、これは一般にただ批判があるということだけではなかなか契約上の貸付実行停止の権利を行使するというわけには参りません。プロジェクトの特性に応じて融資契約の交渉段階で想定し得るリスクについて、貸付実行停止

に該当する可能性があるような条項について、あらかじめ違反した場合には貸付実行を停止できるということを契約の中に盛り込んでおくということが必要になってきます。

情報公開でございますが、私どもが最終的に融資をするという契約を行います前に、スクリーニング情報はすべて公開しています。また契約いたしました後は、以前に行いました環境レビューの結果をウェブサイトで公開する。それからカテゴリAの案件ですと、あるいはカテゴリBでもそういう場合があるかと思いますが、環境アセスメントの報告書につきましては、これを借入人の国だけではなく、日本国内でも公開するということをやっています。

今、申し上げた内容を簡単に辿ると資料のとおりステップなので、省略いたしますが、外部用ホームページでJ B I Cの環境社会配慮に関する情報提供ということで、それぞれ融資を検討中のもの、あるいは融資をしたものについて情報公開を行っています。

こういった形で情報公開を、具体的にはプロジェクトの名前、場所、カテゴリなどについて情報公開をしています。各プロジェクトごとに、カテゴリ分けの根拠、入手している文書などを公開しているわけです。

環境レビュー結果公開のページというのは、これは環境レビュー、すなわちJ B I Cによる環境社会配慮確認、その結果を公開するというものでありますけれども、ここに掲げました項目について環境チェックレポートの形で公開します。その中身としてスクリーニングフォームも添付されるわけでございます。

それで、次に最終的な意思決定ということでございますが、環境レビューの結果はJ B I Cの意思決定に反映するわけでございます。適切な環境社会配慮がなされていないと考えられる場合には、適切な配慮がなされるような働きかけを行う。にもかかわらず適切な環境社会配慮が行われない場合には、融資は行わないということもございます。

また、借入人に対して環境社会配慮を融資期間中に亘って適切に行うためには、これは根拠になるものを契約の中に盛り込む必要がございます。モニタリングの義務ですとか、何か問題が起きた場合のステークホルダーとの協議ですとか、その他個別のプロジェクトのキャラクターに応じまして、貸付停止の条件などを融資契約の中にあらかじめ盛り込むように交渉を通じて確保するというを行います。

それから、これも前回ご紹介ございました、きょう別なパンフレットをお持ちしておりますが、J B I Cのガイドラインがいろいろな場で紹介をされ、私自身が申し上げるのは口幅ったいのですが、取り組みとして評価されているひとつとして、ガイドラインの遵守に関しては異議申立の制度を設けたということがございます。これは国際機関ですと、例えばインスペクションパネルのようなものがございまして、OECDの輸出信用部会で各国の機関の事例などを聞いて

ておりますと、こういった制度を設けているところは私の承知している限りございません。こういった異議申立制度を設けることで、プロジェクトの実施について、ガイドラインを遵守していないのじゃないかということについては異議申立を受け付けるシステムがございます。そして具体的には環境ガイドライン担当審査役というポストを設け、実際の人事としても本行職員ではなくて、外部の方をお願いしています。現在、2人の先生にその任務をお願いしています、お一方が成蹊大学法科大学院教授の安念潤司先生、もうお一方は京都大学大学院教授の松下和夫先生ということで、一期2年、最大二期までの任期で、現在、環境審査役をお願いしているわけでございます。

今まで申し上げたのがJBICとしてのガイドラインでございますが、既にご案内のように、私どもの機関は分離・移行も決まっているわけでございます。日本政府の決定である分離・移行とは直接関係はないのですが、たまたまこのガイドラインを設けました平成15年10月1日から5年以内にその運用状況をレビューしてガイドラインを見直すという、その5年後の平成20年10月1日と国際協力銀行がJICAと新政策金融機関に分離するタイミングが重複いたします。現在、新JICAにおけるガイドライン、これはJICAさんにもガイドラインがございまして、JBICのガイドラインとどう統合していくのかという作業が始まっています。

一方で、国際金融等業務、こちらは3つの公庫、将来的には沖縄も加えて4つの公庫と統合することになるわけでございますが、その国際業務につきましては、現在の国際協力銀行の国際金融等業務がそのまま継承されるということでございます。国内の業務を担当しております3つないし4つの公庫における環境社会配慮はそれぞれが実施するプロジェクトが適用される日本の国内法規制のもとで審査が行われるということで、現在はガイドラインに当たるものがございます。新政策金融機関としては現在のJBICのガイドラインをベースに必要なものが策定されることになるのではないかと思います。

それでは次にガイドラインの構成ということで、具体的な中身でございますけれども、第2部として書いてありますのは、個別のプロジェクトに応じてどういった環境社会配慮確認をやっていくのか、あるいは環境アセスメント報告書、スクリーニングに必要な情報は何か、これは第2部の目次であります。第2部にそれらについての記載がございます。

まずスクリーニングフォームでございますが、先ほども申し上げましたけれども、なるべく早い段階でプロジェクトの環境レビューを行う、その前提となるカテゴリ分けを行う、そのための情報提供をプロジェクトの実施主体から提供を受けるという点でございます。一番下に日本貿易保険(NEXI)との共通化により、利用者の利便性を向上と書いてございますが、プロジェクトを支援する上でNEXIの保険が付保されるような場合には、同じような環境社会

配慮確認を日本貿易保険さんも行いますので、利用者の利便性を考えまして、そういうこともお伝えしております。

スクリーニングに必要な情報ということで、許認可関連、プロジェクト関連、環境影響関連についてそれぞれ書いていただくわけですが、特に環境許認可が現地の法制に基づいて何が必要で、いつどんなことが行われているかということ、プロジェクトに対して融資をするわけですから2番めのプロジェクト関連の記載事項は当然として、環境影響関連、どういった影響があり得るのかということについても情報提供を受けるわけですが。

現在国際協力銀行の融資を受ける可能性のある主なセクターということで、ここに掲げました26のセクターについて、各セクターごとに具体的にチェックすべき項目がチェックリストという形で環境ガイドラインの後ろの方にずらずらと書いてあるわけですが。

このセクターについての国際金融等業務と海外経済協力業務共通の、具体的にはチェックリストとしてここに書いてありますような分類についてそれぞれチェックをしていくということであり、基本的にはプロジェクトの実施主体から情報提供を受けて、また我々の方で提出されたスクリーニングフォームに加えた付随資料、そして場合によっては現地への調査ということをお考えして、その内容について確認してまいります。

次に輸出金融の事務手続きのフローが一番わかりやすいので資料として付けました。まず現地におけるプロジェクトの実施者が一番左の箱にございまして、この事業者があるプロジェクトをやりたいとって事業の内容が決まりますと、現地で環境アセスメントを行いましてその報告書が公開をされる。その報告書について、真ん中のところでございまして、カテゴリAであればその内容が本行に提出をされる。その後、提出されたスクリーニングフォーム、環境アセスメント報告書に基づいて環境レビューが行われ、環境社会配慮の確認を行い、融資交渉を経て契約に至るという流れでございます。融資契約が締結されました後、モニタリングを行うということとなっております。

今、申し上げたものはスケジュールやタイミングをわかりやすく示した例として出したものですが、ODAの場合は、特に円借款の場合、年次供与国で示すと要請から供与までのスケジュールはあるのですが、実際にはいわゆる環境社会配慮確認という行為は年次システムの前に動いていきます。これはある輸出プロジェクトが私どもの営業窓口を持ち込まれて、例えば民間企業さんがどのぐらいで環境審査をしていただけますかといったことを聞かれた場合に、必要な作業を調査する時間をまとめたものです。円借款ですと、当然正式な要請の前に、例えば1年後、2年後、3年後ぐらいまでの要請候補案件を把握してやっていくわけですが、輸出金融ですと、日本の企業さんが輸出取引をまとめてこられる、それに必要な相談にどのぐ

らしい時間がかかって、どのぐらいの作業が必要となるかということをもとめたものでございます。

今まで話したのと全く同じでございますが、スクリーニング、カテゴリ分類を行いまして、E I Aの審査を行い、そのE I Aを公開する。またその内容に基づいて質問状のやり取り、現地への実査、質問に対する内容の確認を経て、雇用したコンサルタントによる報告書の提出になって、さらに環境レビューの結果の公開、スクリーニングフォームの検討ということになるわけでございます。

以上がガイドラインの中身でございます。

前回申し上げましたけれども、私どもはあくまでも融資を行う金融機関として要請のあるプロジェクト、そのプロジェクトを実施される皆様に対して、環境社会配慮を適切に行っているかどうかということを確認するためのツールとしてガイドラインというものを用意した。この点があるいはJ I C A、それからジェットロさんが策定されようとしているガイドラインとは性格を異にしているのではないかと思います。

私の方からの説明は以上でございます。

原科委員長 どうもありがとうございました。J B I Cの環境社会配慮ガイドラインにつきましてご説明いただきました。

私はこれにはかなり深くコミットしましたのでよく知っておりますけれども、研究会をつくりまして、研究会は、これは変わったつくり方をしました。いってみればボランティアといえますか、そういうような形でJ B I Cの銀行の方と、それから専門家、それからNGOとか、いろんな方、ステークホルダーが、さっきおっしゃっていたように集まりまして、委員長をつくらなかった。自由に集まるという感じですね。ですから自由な議論をしていきました。そのプロセスの公開性、透明性を図ったものですから、きちんと議論の内容は公表しました。そういう点では非常によかったと思います。実際は私、まあ専門家ですが、私と銀行の前田さんという方が実質的な議長役を共同やったのですけれども、議長という名前はつけずにやりました。

その後、研究会報告をまとめた後に、これをもとにJ B I Cの中でガイドラインをつくっていく段階で、今度はフォローアップ委員会をやりまして、研究会の報告書内容がガイドラインにきちんと反映されるような、そういう工夫をしました。それは大変よかったと思います。そのときには研究会報告書がまとまりましたので、一応私がまとめ役というか、委員長役をやりましたが、そんな手続をやって、非常にオープンな議論をした上で、固まったものをきちんとガイドラインにできるように、そういう工夫もしております。

その後、さらに、さっきおっしゃったようにコンプライアンス、この遵守のためのシステムづくりもやっておられまして、これは今岡崎さんご紹介になったように、国際的にも大変に評価されておりまして、こういうシステムをつくったことは高く評価を得ております。そんなことでございます。

それで、今お話しいただいた、特に国際金融等業務の部分がジェットロの仕事にはある程度近いのじゃないか。もちろんこれは、この場合には実際に融資に係る案件ですので、大分先へ行ったといいますか、具体的にになった段階でのものですが、そういう点では基本的に違うのですけれども、ただ業務の内容的には近いところがあるのじゃないかとも思います。

では、今のご説明に関しまして質問でございますでしょうか。松本さんどうぞ。

松本委員 どうもありがとうございます。

スライドでいうところの19番目の意思決定ですか、「6．意思決定」というところですが、ここで「適切な環境社会配慮がなされていないと考えられる場合、適切な配慮がなされるように働きかける」というふうに書かれています。岡崎次長が非常にわかりやすくご説明いただいたフローチャートで見ても、J B I C の関与は極めて遅いわけですね。現実には環境アセスメント報告書をつくり終わり、それが現地政府の承認手続を終えた段階で J B I C に来るわけですね。その E I A に対して不備があると融資機関として判断した場合、先方政府は既にその国の法制度に基づいて承認済みの E I A、これをどういう形で手直しをしていくのかという問題が出てくると思うのです。

このジェットロの、これから後、議論になるようなスキームはむしろかなり上流域での議論になるわけですね。つまり、日本のこういう経済協力の制度は上流と下流が分かれています。その下流域を J B I C が担当されているがゆえに、既に完成した環境アセスメント報告書に何か不備があったときにいろいろ苦労して働きかけをされるのかと思うわけですね。

そこでお聞きしたいのは、一番の下流部分で苦労されている J B I C の立場から見ると、途上国政府から出されてくる環境アセスメント報告書というものがどのぐらいの質のものであって、あるいはどういうところに問題がよく見受けられて、J B I C が働きかけを行わなければならないのかという点について、これまでのご経験から、非常によく見られるケースについてもし思い出されるようなことがありましたらご説明いただければと思います。

岡崎委員 今の松本委員のご質問にはなかなか一般論ではお答えできません。個別のケースでまちまちでございます。

例えば、最近、新聞などを見ても、中東が大変油の価格が高騰していることもあってかと思うのですが、新規プロジェクトが活況を呈しておりますけれども、中東の国々の中にはそもそ

もEIAを必要としない、EIAというのをプロジェクトを実施する上で求める根拠そのものがないような国がある。こういったプロジェクトを検討していく場合には、私どもの方で審査に足りるEIA的なものを借入人と一緒に作成をするということを行います。まあ、作り上げてもそれが現地の法制度上求められてなければ承認手続も相手国ではもちろん要らないわけでございますけれども、それでは融資の判断に十分な証拠が得られないという場合がございます、その場合には私どもの方で専門のコンサルタントをお願いいたしまして、借入人と協議をして、私どもは環境社会配慮の確認をするのに足る資料を作成するというところを行います。

それから、環境社会配慮、EIAそのものは既にできている、これはもう既に承認をされていますというものが送られてまいりまして、審査をするときに、情報として十分じゃないというケースもままございます。特に我々の方が例えば国際的な事情から見ても、当然配慮して然るべきというようなものについて必ずしも現地で十分な配慮がなされていない、自然環境なんですね。こういったケースに直面した場合には、やはりそのセクターないし、まあ動植物なんかも多いわけでございますけれども、それらを国際的に保護する基準などを示しまして、実際にどういう保護を行うのかということを確認をし、場合によっては求めていくということを行います。例えばプロジェクトの実施に伴ってマングローブを伐採するという場合、日本企業さんがやる場合にはそういったものを無視するということは余りなくて、代替植林を行っておられます。ただ、これも植林をすればいいのか、植林をした後、きちんと育つのか、生えていくのかというようなところを、例えば融資の判断のところでは植林ということ、代替植林を行うということを確認をする。しかし、マングローブというのはなかなか根づきにくい、難しいわけでございますので、モニタリングの中でそのマングローブの育成状況を確認をしてみるとというような項目を入れます。

それから、松本委員のご関心の1つは、そうはいつでも金融機関に案件が持ち込まれるときには大体でき上がっているのじゃないか、これに対してどこまでその影響力を行使するのかということだと思いますが、これはいい例かどうかわからないのですけれども、わかりやすい例として申し上げますが、皆さんよくご存じのサハリン()、これはロシア側のいろいろな要求ですとかございますけれども、少なくとも私どもとしては、現地の例えば北海道の漁民の皆さんの受け止め方、それから自然環境を、大鷲とか鯨とか、そういったことに関心を持ち、ないしは具体的にその問題点を指摘される方々がございまして、非常に大きい、国際的に注目される大きい案件であり、かつ万々が一油が流出した場合には、直接的な被害を日本国の領土に及ぼすというような影響の甚大さということも考えまして、NGOの方々にも加わっていただく形でフォーラムというものをやって、そのフォーラムでの議論を通じてプロジェクトの実施

主体に対して、私どもなりに環境社会配慮を求めています。ですから、手続的な瑕疵の確認と、それからプロジェクトの実際の不備、こういったものをなるべく早い段階で把握をして、十分でない場合には金融機関として影響力を持つ。さらにご関心がある、あるいは我々自身として関心があるものについては、融資の判断のタイミングだけでなく、以降のモニタリングの中に具体的な項目として担保していくということだろうと思います。

原科委員長 よろしいですか。

松本委員 一言だけ。こういったJ B I Cが苦労してやっているいろいろなもののコストというのは、実は私は準備の段階でもう少し投じれば、もう少し低いコストでできたものもあるのではないかと。つまり、最初の調査の段階で非常に丁寧にやらなかったがために、融資段階においてさまざまな議論やコストがかかっているのではないかという意味で、J B I Cの経験と、今後このジェットロの委員会で議論することというのが一番つながっているのかなというのは私自身が思っていることであります。

原科委員長 吉田委員どうぞ。

吉田委員 スライドの8なんですけれども、スクリーニングのところ、カテゴリCにほとんど自動的にしちゃうというプロジェクトの中で、本行支援額が1,000万SDRですよね。このことは10何億円、16億円、ということは、先ほどのジェットロの28件、環境社会への関心にひもがついていたのが、幾らぐらいの投資あるいは貿易なのかわからないですけども、あれを見る限りにおいては10億円以下だというような気がする、28件すべてが。そうすると、次長さん、このJ B I Cさんの方の考えでいくと、ジェットロさんの方は小さくて、もう全然なくていいよという、そういう脈絡になるのか、あるいは原則と書いてあるから、何か特別な原則を適用、その原則にかかわることが我々この委員会のジェットロに関してはやらなくちゃいけないのかという、その辺はどういうふうに岡崎さんは考えますか。

岡崎委員 今の吉田委員の指摘は、先ほどのジェットロの、もし誤っていけばジェットロの方からご訂正いただきたいのですが、あくまでも個別のご相談事例ということですね。一方で、今、松本委員のお話ありがとうございましたけれども、今後議論されていくいわゆるFS調査、FS調査で想定されるようなそういう規模というのはこの規模より全然大きい。それでそのFSの結果、プロジェクトが相手国で承認されて、さらに詳細なデザイン設計などを踏まえて円借款ないしは旧輸銀の融資を適用し得る段階になれば、恐らくこの規模を、基本的にほとんど上回るようなプロジェクトになります。

それで、1,000万SDR相当円以下というのは、これは何もJ B I Cが楽をしようと思って一方的に決めている基準ではなくて、大体このぐらいの規模が国際機関でも、あるいはパイの

公的機関でも、これ以上小さいものを個別に1つ1つやっていくのかという、メルクマールと
いいですか、大体こんなものかなという感じでございます。

吉田委員 ちょっとつけ加えると、何か私は、CSRのワーキンググループになったという
ことで、CSRという範疇から考えると、そういう小規模な民間企業がやることに対して、O
DAさえ16億で仕切っているのに、民間の小さいプロジェクトで、条件をもしつけるとするよ
うな状況をつくるとすると、何かそういう議論が起きてもおかしくはないかなと思って、その
辺の整合性というのはどう考えていくか、これは岡崎さんへの質問じゃなくて、ちょっとイシ
ューとしてはあるなという気がしました。

以上です。

原科委員長 そうですね。私の理解は原則というところが大事で、何かクレームがついた場
合には当然考えるということだと理解しておりますけれども、原則はそういうことで決まった
わけですね。

ちょっと追加で、こういう「国際協力における環境社会配慮のあり方」と書いたものをお配
りしました。これは、私が『グローバルネット』という雑誌に書いたものです。この裏の方に、
「ガイドラインの遵守」と書きましたけれども、前の方にはどんなものがあるべきアセスか、
大変短く書いておりますけれども、私の評価では、こういうあるべきアセスメントの基準に照
らしても十分世界に通用する水準のものであると高く評価しておりますので、その意味で、今
おっしゃったのも原則ということはそのように、もし何かクレームがつけば当然対応して
いただけるものと思っております。そういう理解でよろしいですか。

岡崎委員 それはもちろんです。

原科委員長 そうですね。

原科委員長 ほかに何かご質問ございますでしょうか。

岡崎委員 あと、ちょっとつけ加えますけれども、先ほどの松本委員の関係で、前回の議論
でちょっとご紹介いたしましたIFCの会議ですが、「社会」という言葉の定義が広がりつつ
ありますということは前回お話ししましたけれども、もう1つ、IFCが新しいポリシーをス
タンドアードの中で強調しているのは、環境マネジメントプランのことです。要するに、しよせ
ん我々がやっている環境社会配慮というものは、融資の決定段階での配慮の確認でございます
ので、プロジェクトはそれ以降、立ち上がって動いていく。そういたしますとより重要なのは、
実際に立ち上がったプロジェクトが環境社会配慮をきちんとやっているかどうかということだ
でございます。先ほど申し上げましたように、EIAというものは国によってはそもそも求める
法律的な根拠がない国があって、それを作りなさいということと言っても、相手国が、いや作

らなくていい、我が国は作らなくていいのだということになって、そこにＩＦＣが投融資をし
てしまいますと、場合によってはコンプライアンスに関して違反しかねない。

そのプロジェクトを実施していく上で、環境も社会配慮もマネジメントプランというものを、
きちんとしたものを作って、ＩＦＣと借入人等の間で合意をしても、実際にその確認をしてい
くというところに、少なくともＩＦＣは力点を置いているわけです。

原科委員長 モニタリングが大変重要だと私も思っております。これはもう世界共通のこと
ですね。それで、その場合にチェックの段階で確認するということになりますけれども、国際
金融等業務の場合の具体例を最後にお示しいただきましたが、３カ月半で確認の作業は一応終
わるということですね。このこと自体なるべく効率的に行うことは大変重要なことだと思いま
すけれども、ただその確認がきちんに行われるかどうかというのは常に議論になるわけです。
そこで、この場合には外部コンサルタントへの業務委託という格好に今なっておりますね。こ
の辺が恐らくいろんな議論を生むと思いますが、このあたりは、もうちょっと第三者性が強い
といえますか、高いといえますか、そういうようなところで審査してもらおうとか、そういう工
夫が必要だと思います。

ＪＩＣＡの場合には、これは審査諮問機関として環境審査会を設けてやっているわけです。
だからその辺はどうでしょう、今やられて、これまでのご経験から、この辺、そういった心配
がなされるのですけれども、何かございますでしょうか。

岡崎委員 これはちょっと専門的な話になってしまうのかもしれないのですが、国際金融等
業務は基本的に日本企業がビジネスとして参加しようとしている、ほぼ契約しようとしている、
融資契約とは別に日本企業が輸出契約をサインしようとしているものとして、ないしは海外で
事業を行う場合ですと投資決定をまさにしようとしている、ないしはした段階での関与という
ことになります。

そういった段階と並行して融資の相談がずっとあるわけでございますけれども、いよいよ
我々に正式な融資を申し込むという段階で、我々の現在のガイドラインに基づいて適切な環境
社会配慮が行われているという判断ができた段階で、判断を外に出すことで生じますコストや
時間、その結果として日本企業の貿易・投資活動に大いに影響が出てしまうということになり
ますと、これは議論があるのだらうと思います。

円借款、ＯＤＡの方は、これからＪＩＣＡのガイドラインとの統合ということを抑えており
ますので、ＪＩＣＡさんが既にお持ちの外部の審査委員会、これを新ＪＩＣＡの中でどう位置
付けていくかということについてはこれからの検討でございますので、私の方からはちょっと
控えたいと思います。

原科委員長 JICAの場合は別の話としましても、むしろ国際金融等業務におきまして通常のアセスメント審査のプロセスでいくと非常に短いのですよ。通常日本で行っているものに関しまして比較すると。ですから、大変短いし、しかもコンサルタントに外注というのは大変気になる。そういった問題はないだろうか。

サハリン のときにJBICは随分パブリックコンサルテーションフォーラムをやられたのですが、そのときも専門家による審査プロセスが必要だという声が沢山出ましたね。しかしそれはやらなかったわけです。そうすると、本当にきちっと確認できたのかということになってしまいます。この問題です。

岡崎委員 この資料は一番最近外で使われた資料を少し直したのですけれども、これはあくまでも最短期間でございます。特に日本企業さんに説明をする場合に、きちんと準備をした場合にどのくらいでやっていただけるのかという質問が多いわけですね。ですから、準備さえきちんとしていれば3カ月半ないし4カ月あれば、少なくとも環境社会配慮確認のプロセスは終わることはできるという説明のためにこれを作っておりますが、実際にはこの1回、2回の質問状のやり取りで終わらない場合もありますし、それからミッションの派遣が複数回にわたる場合もございまして、すべてが3カ月半で仕上げろということではございません。あくまでも十分な資料が調った場合に最短でかかる時間ということでございます。

原科委員長 短いこと自体は非常に結構で、私もそういうのはいいと思うのですけれども、ただやはり客観性のある審査が大変重要なポイントだと思いますので申し上げました。

ほかに何かご意見ございますか。どうぞ、神崎さん。

神崎委員 スライドの4ページの基本方針に関してなんですけれども、基本方針の運用面ということで1つお伺いしたいのですが、たしか前々回のこの検討会の際に、原科先生が環境アセスメントについてご説明をされまして、そのときに、参加の段階ですか、意味のある応答が必要だとか、そのあたりについてご説明されたかと思います。ここのJBICの基本方針においては、ステークホルダーの参加の重要性を認識されている。さらに、相手国借入人ですけれども、対話を重要と考えているということで、1つお伺いしたいのが、さきの原科先生のご説明にあったいろいろな段階のレベルの中では、JBICとしては一体どのあたりを運用面で求めているのかということと、それを一体実際にどのように確認を、非常に難しいと思うのですけれども、確認をされているのかということをお教えいただければと思います。

岡崎委員 今の神崎委員の質問もなかなか一般論でお答えできません。といたしますのは、やはりプロジェクトが実施される現地の状況、特に現地政府ないしはプロジェクトの実施主体による現地のステークホルダーとの対話の重視ということが非常に重要な問題だと思います。し

かし、個別のプロジェクトの環境社会配慮の確認ということをやっておりますと、十分に行われているケースとそうではないケース、その十分にというのも、国によって、あるいは現地の事情によってさまざまなので、地域住民ということで話を絞って申し上げますと、私どもとしては少なくともE I Aについて現地の住民が読める言語で公開されているということの確認、またクレーム云々、それが説明会によって説明されているということ、その議事録を確認することをございます。

さらに、その議事録の確認ということと、あとはプロジェクトに対して要望がある場合、これについて受付窓口をどうしているかというようなことの確認というようなことで、そのプロジェクトに影響を受ける人々の意見を吸い上げるシステムがあるだろうか。かつそれがきちんとワークしているかどうかということを確認しております。

ただ、では影響を受ける住民すべての意見を聞いていますかと言われると、これは世帯数によっても、それがなかなか難しい場合もありますし、例えば村のシステムなんかを利用して村の人の意見が確認できるような場合にはそれをもって代表するというようなことがございます。

あと、我々の環境社会配慮の確認プロセスにおいて、もしそのプロジェクトを実施する上で、プロジェクトに反対ないしは実施に当たっているいろいろ要求をお持ちのグループにはそのときにお会いをして、その意見を聴取、そしてそれが我々の方から見て取り上げるべきものないしはプロジェクトの実施主体あるいは政府に対して申し入れるべきものと考えられれば、我々の口からそれを伝えるというプロセスを取ります。

原科委員長 どうもありがとうございました。よろしいですか。

ほかに何か。そろそろブレイクしましょう。何かありますか。じゃ松本委員どうぞ。

松本委員 手短になんですけども、その働きかけというのは非常に重要だと思うのですが、一方で働きかけというのは審査部局がプロジェクト形成に入ってしまうプロセスとも言えると思うのですね。つまり審査をするというのは比較的一步引いて、これはやらない方がいいんじゃないかとかいう立場で物を言うから審査なんですけれども、その働きかけをしていくうちにどんどん環境審査部局と一緒に案件形成に入ってしまうと、そうすると最後は、これは審査ではなくて、一緒に案件を形成したことになる。この辺については、J I C Aでは、そういう役割はJ I C Aの役割として技術協力だという議論もありましたけれども、融資機関として審査部局と案件を形成していくという部局との関係というのをどういうふうにかんがえたいのかという点についてお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

岡崎委員 これは私の考えていることではなくて、J B I Cとして営業部隊と審査部隊とはお互いに牽制機能を活かさない部隊で、したがって、必ずしも私、十分に自分自身の中で

使い分けていないかもしれませんが、J B I Cといった場合に、主体としてのJ B I Cでご説明しているケースと、それから私が所属している環境審査を担当する部局として申し上げているケースとあるいはごっちゃになっているかもしれませんが、基本的には私どもはO D Aであれ、国際金融等業務であれ、おっしゃるとおり我々の権限を出てしまいますと、牽制機能が効かなくなる可能性がございますので、そこは使い分けるようにしております。

ただ実際には、我々はJ B I Cの環境審査局だといって踏み込んでいっても、相手国というのは何しろJ B I Cから将来融資を受ける期待があってこそ面談に応じる、あるいは注文を聞くということでありますので、意思決定とは別に、実際の環境社会配慮確認を行う場合は営業部と一緒にいくというケースはありますけれども、そこで我々が確認した内容ですとか、あるいはコンサルタントが出してきた所見の内容というのは、これはシステムとして申し上げますと、あくまでも環境審査部としての所見という形で営業部に対して、それによって、例えばこのプロジェクトであれば、こういったことについてモニタリングをせよ、すべきだということを経営部が営業部に対して申し入れる。それに基づいて営業部が借入人と交渉をして、なるべく環境審査室の方が要求した配慮項目を契約の中に入れる。要するに一般論で言うわけではなくて、契約の中に入れて将来何かあれば、その条項を発動し得るようにするということが主眼でございます。

原科委員長 ありがとうございます。その意味でモニタリングが大変重要ですね。モニタリングをやるプロセスの中で今のことを実現していくということだと思います。

予定の時間のほぼ半分ほど参りましたので、ちょうど区切りがいいのでここで1回ブレイクを入れまして、10分ほど、ですから3時40分から再開したいと思います。どうもありがとうございました。

午後 3時29分休憩

午後 3時40分再開

原科委員長 では、3時40分になりましたので再開いたします。

今J B I Cの環境社会配慮ガイドラインについてご説明いただきました。これからジェトロの案件形成関連調査についてのご説明をいただいた上で議論に入りたいと思います。

では、最初にご説明をお願いします。事務局、どちらにお願いしますか。

清水部長 産業技術・農水産部の清水でございます。私から説明をさせていただきます。

資料でございますけれども、お手元の資料の4をご覧くださいませでしょうか。クリップ留めしてありまして、参考資料の1、2、3というナンバーがそれぞれ振ってあります。

それから、このブレイクの間に、地球環境・プラント活性化事業等調査の公募提案要領、こ

これは事業の公募をするときに皆様に配っているものでございますが、それをお手元に参考資料として追加的に配らせていただきました。これに従って説明をさせていただきたいと思っております。

資料の4でございますが、10月27日の第1回委員会で「ジェトロの組織と事業のご紹介」ということで、事業全体のお話をしたあと、イン・アンド・アウトの話はずっと過去やってきたものですから、そもそも案件形成の内容をまだきっちりとお説明をしていなかったと思っております。資料の1枚目でございますが、これはその第1回の資料からの抜粋でございます。45ページのところに大きな項目として、下の四角の中に全体の項目が載っておりますけれども、「貿易投資円滑化のための基盤的活動」の中の「我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援」、この中に「(4) 案件形成を支援するための初期調査」ということでカテゴライズされているものでございます。

ここに説明の文章が書いてございますけれども、ご覧いただいておりますように、途上国、産油国において我が国の優れた技術、ノウハウの活用を通じた、既存インフラの整備や人材育成、産業育成などにかかる経済協力案件の形成を支援するというところでございます。

それから、18年度から、活発化しつつある民活型経済基盤整備事業の促進を図るための調査事業を開始しました。ということで、3つの事業名を下に書いてございます。1つは地球環境・プラント活性化事業等調査、それから2つ目が石油・天然ガス資源開発等支援およびエネルギー使用合理化設備導入可能性調査。それから開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査、この3つでございます。ジェトロFSというニックネームがいろいろなところで出てくるのでございますが、実はFSというワーディングはどこにもありませんで、事業上はこうした可能性調査と呼ばせていただいているものでございます。

2ページでございますが、地球環境・プラント活性化事業等調査の概要が書いてございます。

事業の主旨ですが、途上国における地球環境保全対策、それから経済成長の基盤となる既存プラントのリノベーション、インフラ等の投資環境整備、人材育成などに係る資金協力プロジェクトについて云々ということで、先ほどの繰り返しになりますので省略いたしますが、円借款案件を迅速に発掘・形成するというのが目的でございます。

具体的な概要が(2)のところに書いてございます。この調査は、経済産業省からの受託事業でございますけれども、個別の案件形成調査、それから過去の案件についてのフォローアップを行うということで受託をしているものでございます。

対象国は、円借款の対象の基準と同じでございます。世銀統計で2004年の1人当たりGNIが5,685ドル以下の国でございます。

予算規模ですが、1件当たりで4,500万円を上限ということで選んでおりまして、件数は、

18年度ですと20件ということでございます。全体の規模としては11億円ほどの予算規模ということでございます。

14年度からの採択案件数を書いておりますけれども、もともと10年度から実施をしております。18年度までの9年間で40カ国220件の調査をこの枠の中で実施をしております。

どんなフローでこの事業を実施しているのかを1枚めくっていただいた3ページのフロー図でご説明させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、これは経済産業省からの受託事業でございます。経済産業省が提案公募をいたしまして、それに対してジェトロが応募をして採択をしていただきました。ジェトロがその後個別のプロジェクトの公募をする、こういう大きな流れでございます。

今年度に関しましては、4月の末に経済産業省からの公示がございまして、それに対する公募申請をジェトロが行い、採択されたのが6月、契約を結んだのが6月末ということでございます。

その後、7月にジェトロから公募をいたしまして、説明会などを経て7月の末に公募の締め切りをしているところでございます。この公募説明会の時に、企業の方にお配りしたのが、先ほど追加的に配布しました公募提案要領でございます。

実際に企業の皆様が提案を出されるのが7月以降ということになるわけですが、最終的に9月に審査委員会を開催いたしまして、失礼しました、公募の締切りが7月末でございますので、そのタイミングまでに提案を出していらっしゃいまして、その後、私どもの中で個別にチェックをしまして、審査委員会を開催するのが9月の頭でございます。審査委員会での検討を経て採択案件を決め、公示をしたのが9月中旬ということになります。その後個別案件の契約が、9月から10月にかけてございます。

そこから調査が本格的に始まるわけですが、中間的に作業状況の確認をしているのが12月の段階でございます。それぞれ、どんな段階にあるかという作業状況の確認をさせていただいております。最終的には2月の末までにレポートを出していただきます。精算業務というところを書いてございますが、2月中旬で契約が終了、調査報告書は2月21日に出していただくということで、今最後の追い込みを皆様されているところかと存じます。

その後、内容の精査、確定をいたしまして、年度を越えたところで受託元である経済産業大臣に報告をさせていただき、こういう大きなプロセスでございます。

この中での環境の配慮でございますけれども、公募提案要領、後で配布したものをご覧いただければと思っております。3ページの頭のところ、3.のところに「次のいずれかの項目に該当する応募はご遠慮ください」ということで、この中の(6)番でございますが、「プロジェクト

実施に当たって必要となる環境・社会配慮への対応等の実施が困難な案件」、こういった案件は提案していただいても駄目ですよ、ご遠慮くださいということが書いてございます。

それから、7ページをご覧くださいますと、大きな6.の「その他」というのがございますが、この中の(1)に、国際協力銀行の「環境社会配慮のための国際環境ガイドライン」に配慮した調査の実施ということで、具体的な調査に際して、JBICさんのガイドラインに沿って行ってくださいということを明記させていただいております。

具体的な提案書の中にも環境社会配慮を書いてくださいということで、フォーマット化しております、何枚かためくっていただきまして16ページ、これは申請書でございますが、その中でも環境社会問題の可能性があるかないかということを書いていただくべく、16ページという枠をつくっているところでございます。

これは申請段階でございますが、最終的に採択されて報告書を書くということになった場合に、報告書の中で環境社会配慮のところをどうするのかということで、具体的に作成基準を定めております。31ページでございますが、「調査報告書作成基準」というのがございます。大きな項目が四角の中に書いてございますが、この中の5.で、「環境・社会的実行可能性」ということで、1つの章を立ててくださいという作成基準を示させていただいております。この5.の詳細は、33ページの中ほどでございますが、 から まで書いてございます。「プロジェクトの実施に伴う環境改善」、それから「プロジェクトの建設・運営に伴う環境面、社会面への影響」、これが先ほど申し上げたJBICのガイドラインを踏まえてチェックをしてくださいという部分でございます。

それから、「相手国の環境関連法規の概要及びそのクリアに必要な措置」、さらに「案件実現のために当該国が成すべき事柄」といった形で、報告書の中に書くべき項目を事前に示させていただいております。

この公募提案要領についてはウェブの上でもご覧いただけて、報告書はこういう形で書きなさいということに皆さんがアクセスできるようにしているところでございます。

先ほどの資料の4に戻っていただきます。地球環境・プラント活性化と同じように民活の事業も同じようなフローで調査の実施をしております。4ページにその事業概要が書いてございます。これも同じく受託事業ということでございまして、経済産業省からジェットロが受託させていただいておるものでございます。

事業の主旨でございますが、途上国の投資環境整備、継続的な輸出強化及び雇用創出に資するインフラ整備事業について、我が国企業がイニシアティブを持って参画できる案件の発掘・形成を目的とするというものでございます。

先ほどのような円借款案件ということではなくて、(2)のところに書いてございますが、民活型の経済基盤支援事業、民間の資金、イニシアティブで行うインフラ整備事業の促進ということで、その実現可能性調査を行うというのが目的でございます。

対象国は先ほどと同じでございます。

予算は、先ほどの地球環境調査と同じODA予算でございまして、1件当たり5,500万円を上限としています。

この事業は今年度から私どもが受託をしております、まだ案件ができ上がっているものはありません。現在まさに初年度の実行中ということでございます。

予算規模は一件5,500万円で、9件ということで、枠としては5億円強でございます。

事業フローは5ページに書いてありますが、基本的に地球環境調査と全く同じフローでございます。同じタイミングで同じように進めておりますので、説明は省略させていただきます。

それから、3つ目の事業が6ページの石油資源開発等支援調査事業及びエネルギー使用合理化設備導入可能性調査です。略称で我々は石油・省エネ事業と呼んでおります。事業の主旨が(1)でございます。これは対象国が産油国でございまして、産油国におけるプロジェクトの成立に向けた調査を行うということでございます。そのプロジェクトを通じてさまざまな投資促進・産業協力・産業育成を図り、産油国との関係維持・強化を図っていくというものでございます。最終的には石油・天然ガス開発の円滑な推進であるとか、権益の維持もしくは新たな獲得、ひいてはエネルギー安定供給の確保に資することを目的とするものでございます。

概要は、産油国の産業構造高度化や技術移転に資するもの、雇用の拡大に資するもの、産油国もしくは我が国におけるいわゆる省エネに資する設備機能改善等に関する調査を行うというものでございます。

この事業の原資は石特、石油特別会計でございまして、1件当たり5,000万円を上限としております。案件の数をごらんいただいております。18年度は14件ということでございまして、8億円ほどの予算規模でございます。

どんなフローで事業を行っているかは7ページにございます。基本的に全く同じフローでございます。これは経済産業省の中でも資源エネルギー庁が制度を持っているところでございますが、資源エネルギー庁の公示が今年度は7月でございました。年度が始まって大分たったところでございまして、全体の事業を進める意味では非常に厳しゅうございました。7月に公示があり、経済産業省に対してジェットロが公募申請を8月にし、採択をされたのが8月上旬でございます。8月末に契約を締結して、その後、ジェットロからまた公募説明会等を行い、9月の終わりに公募締め切りをしたというフローでございます。

その後専門委員会で案件の検討をしていただきまして、最終的に10月の末に案件が固まり公示をしました。その後、11月にかけて案件の契約を行い、現在作業をしているということでございます。

先ほどの地球環境調査、民活調査よりも作業が2カ月から3カ月近く遅れておりまして、進捗状況のチェックを2月にするという状況になっております。一応契約の終了はやはり年度内ということで、非常にタイトな作業を今お願いをしているところでございます。他の制度と同じように、年度を越えたところで経済産業省への報告等々があり、最後に確定があるという大きな流れでございます。

環境・社会配慮に関しましては、先ほど地球環境調査のところでも申し上げましたとおり、3件とも基本的には同じような流れでございます。繰り返しになりますけれども、最初の応募段階で、環境社会配慮が難しいものについては遠慮してください。それから申請書の中で、環境社会配慮というものがどの程度のインパクトなのかというのを書いてください。そのチェックを行った上で、報告書にもJ B I Cのガイドラインに沿ってきっちりと、どういう問題があるのかということを書いてください。としてあります。いずれにしてもジェット口のこの調査は案件把握ということでございます。私どもが環境のチェックをするわけではございませんが、最終的にプロジェクトを発掘する段階で、具体的にどのような環境についての配慮をしないといけないのかという項目をきっちりと書き出していただく、ということでございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

参考資料でございますが、1、2、3に分けてお手元にお届けしましたが、参考資料の1が地球環境・プラント活性化事業の平成10年度からの採択案件の一覧でございます。10年度から18年度まででございます。途中で若干事業の名前が変わっておりまして、例えば10年度は地球環境総合開発計画調査となっておりますが、その後プラント活性化というのが加わりまして、平成11年度以降今の名称になっております。それが参考1でございます。

それから、参考2は1枚だけです。今年度から受託をしておりますいわゆる民活調査の今年度の案件9件のリストでございます。

それから石油・省エネ調査の案件ですが、これは平成12年度から私どもが受けておりまして、18年度までの案件リストを参考資料3として配布いたしました。これも事業の名称が、始まった当時は石油資源開発等支援調査でございましたが、平成14年度からエネルギー使用合理化、いわゆる省エネの調査が加わりまして、現在の名称になっております。

私からは以上でございます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますがご質問等ございますでしょうか。案件形成段階ですから、J B I Cのガイドラインを参照といっても、随分段階が違いますので難しい点はあるかと思いませんけれども。どうぞ、宮崎委員。

宮崎委員 これは案件形成ということでございますので、最初の調査段階ということだと思いませんけれども、調査をやった結果可能性がありそうだという結論になったものが、実際に実施に移される割合というか、そのあたりのところはわかりますでしょうか。

清水部長 必ずしもすべてを詳細に調査しているわけではございませんが、フォローアップ調査が、地球環境の枠の中でございまして、過去に平成10年度から16年度にジェットロでやりました案件、合計しますと178件ですが、その実施状況を調べました。その中で、いわゆるE N締結につながったのが10件でございます。

原科委員長 5%、6%ぐらいですか。

清水部長 そうですね。180弱のうちの10件でございますので。

原科委員長 じゃ私から質問させていただきますが、J B I Cのガイドラインを参考にということですが、具体的にどんなふうな環境配慮をしたらいいかという、そういうことに関しては、それ以上は特にジェットロからは指示してないということですか。

清水部長 基本的には企業の方に、説明会等で細かい説明はしますけれども、J B I Cさんのガイドラインのスクリーニングのチェックと環境チェックに従って見ていただいております。ここは非常に重要だという点については細かく書いていらっしゃるんですが、実際に出てくる報告書の大体の構造は同じような項目だてになっております。皆さんJ B I Cのガイドラインに限らずよくご存じでいらっしゃる方々ですし、以前委託を受けた方もいらっしゃるんですが、大体フォーマリティーはお分かりいただいていると思っております。

原科委員長 松本委員。

松本委員 とりあえず最初2点です。フィージビリティスタディとはどこにも書いてないという話なんですけれども、しかし実際出てきたレポートを見ますと、みなフィージビリティスタディだと自分たちでは位置付けているレポートが多いですね。例えば17年度の地球環境のベトナムのニョクエ水力発電所建設事業、サマリーだけを見ますと、これに基づいて詳細設計段階ではこうした方がいいみたいな提案をして、つまりこれはF Sであり、D Dではこうした方がいいという提案があり、さらにその後のスケジュール、作業スケジュールの紙を見ると、これは17年度の案件ですが、もうその17年度中にJ B I Cに要請し、翌年にはローンアグリーメントみたいな、こういう表が報告書の中には盛り込まれている。これはどう見ても案件を探しているというよりは、このまま持って行ってJ B I Cに円借款の要請をしたらどうで

すかという紙に見えるわけですね。

あるいは民活は、17年度でまだ経産省がやっている段階ですけれども、その中にあるラオスのセカタムダムの冒頭に書いてあるのは、これは関西電力ですけれども、既に自分たちはプレFSをやって、今回このスキームを使ってFSをやりますというふうに明確に書いている。つまり、今のご説明と違って、受託をしている企業側は、これがFSで、この後これを事業化するというふうに書いている。この委員会で、いやこれはもうプレFSで、案件をリストアップするだけすみだいに言われてしまうと、実際に書かれているレポートとの間にはちょっとギャップを感じざるを得ないのですが、そのあたりについてどういうふうに考えたらよいのかというのが1点目です。

それから2点目は、JBICのガイドラインの参照についてです。同じ2つの案件からしか見えない、もう少しいろんな案件を見たいなと思っていますけれども、例えばそのベトナムであれば、これでもうJBICのガイドラインの方は満たしているから大丈夫だという、何かJBICの審査結果のようなことがそこには書かれていますし、ラオスの案件についても、同じようにラオスの環境影響評価制度はJBICの環境社会配慮政策と同じであるから、このIEEをもとにEIAをやれば問題ありませんというふうに書かれています。JBICのガイドラインを参照していることはわかるのですけれども、しかしその労力を二度手間をかけないために、つまり余計な税金を使わないためにという視点からいけば、これじゃもう一度JBICはちゃんと調査をし直さなきゃいけないんじゃないかという危惧を私は持ちました。JBICのガイドラインを参照するというのをどのぐらいジェット口側で確認できるのかという問題だと思うのですけれども、現状ではそれが報告書に含まれていればよしとしているのか、それとも本当にこれはJBICの人ともちょっと話をしてみると、なかなかちゃんと書かれているというふうにクォーリティーチェックをされているのか、2点目はそれであります。よろしくお願いします。

原科委員長 今の2点につきましてお願いします。

清水部長 1点目でございますが、私が申し上げたのはこれがFSかどうかという定義の議論をしたわけではなくて、まず名称として我々は呼んでないということを申し上げた次第でございます。多分中身を見るといろいろあるのだと思います。JBICさん、それから本日はお休みでいらっしゃるんですが、JICAさんから、以前にもお話がありましたが、いわゆる最終的なプロジェクトに繋がるFSというのはどこまでやっているかという点です。JICAさんが言っているFSというのは、資金規模も、時間も相当かけていらっしゃるものですが、ジェット口調査は、乱暴な言い方はできませんが、数カ月、4,000万規模です。その内容がどこ

まで細かくプロジェクトに張りつくのか。これをF Sと呼ぶのか、案件発掘と呼ぶのか、ここはご専門の方のご意見を伺えればと存じます。

具体的なラオスの案件は、私どもが受託した案件ではございませんので、コメントをしかねますので、大変申しわけございません。

それから、J B I Cのガイドラインの参照をどのくらい確認できるのかという点です。1件1件私どもも現地まで出かけて行って、報告書がちゃんと書けているかというのをチェックしているわけではございません。ただ具体的な項目がJ B I Cのガイドラインを参照して書いているという点について、私ども海外に事務所がございますし、関係機関のお話も伺いながら、こういったカバレッジで大丈夫かどうかというところをチェックしているところでございます。

原科委員長 よろしいでしょうか。じゃ、手が挙がりました順番に、神崎さん。

神崎委員 後でいいです。

原科委員長 では満田さんどうぞ。

満田委員 質問が2つありまして、地球環境案件178件のうちE N締結10件ということなんですが、残りの168件というのうちで例えば何らかの形で事業実施に向けて資金がついたとか、動いているものがあるかどうかというのが、もしフォローアップ調査の中でおわかりになったら教えていただきたいという点。

それから、この地球環境・プラント活性化事業等調査の公募要領の3ページ目に、こういう案件は遠慮してくださいということで、環境社会配慮への対応策の実施が困難な件ということがございますが、これは例えばどういうものを想定していらっしゃるのかということ。選定委員会などにおいて、余りに環境社会的にリスクが大きくて、初めから支援しない方がいいんじゃないかというような理由で却下されたものがあるかどうかという点について教えてください。

清水部長 1つ目については、プロジェクトの検討、詰めをしている案件も当然あるのですが、なかなかそこまでの詳細は現実には分かりません。形式的にいろいろな政策につながったかどうかというところがチェックしやすい、またチェックできる限界かと思います。また来年、再来年と同じようにフォローアップ調査をやれば、今回事業の検討中のものについても、E Nに繋がったかどうかについてフォローできるかとは思いますが。

それから、2つ目のご質問でございます。公募提案要領の「ご遠慮ください」というのは、まず自主的にその対応策の検討が難しいということであれば出さないでくださいということを書いてあるわけです。フォーマットの中で、16ページの のところに、そういった可能性があるかどうかを書いていただくようにしております。環境社会問題の可能性の具体的な例示を私

ども示しているわけではございませんけれども、例えば我々の頭の中で想定しているのは、大規模な住民移転が行われる可能性があるのだけれども、それへの具体的な対応策がちょっと考えられませんということであれば、これはもうそもそも案件としては不適當ではないかということで、最初から対象から外すということかと思えます。

ただし、環境問題に対応できないということで、審査委員会の段階で外したものはまだありません。みずから皆様が出されないということかと考えます。

満田委員 もう1点だけ。例えば審査委員会の段階で、この案件は当然こういう環境影響、社会影響が予測されそうなので、そこら辺について調査をしてほしい、そういうようなインプットがあるのかどうか、あるいはジェットロさんの方から調査企業にインプットされるとか、そういうようなことはあるのでしょうか。

井上主幹 審査段階で申し上げますと、個別のケースについて余りそこまで細かいご示唆というのを今まで受けたケースはないというふうに記憶しております。ただ先ほどちょっとフローにありましたとおり、中間報告の段階なんかをとらえまして、いろいろと調査が進んでいく中でお話をお伺いしている中で、場合によっては住民移転でございますとか文化財の話とかが相手の方から示唆された場合には、その辺についてはより詳しく記載をしてくださいというお願いはしております。

原科委員長 今のお話を伺いまして、大変に調査期間が短いですね。3カ月ないし4カ月。環境アセスメントという見地から見ますと、普通は最低1年はかかるのです。だからそういう点では、ちょっとこのシステムは環境社会配慮をするにはそぐわないような感じを受けたのですが？

単年度会計という仕組み自体がおかしいので、最近では文部科学省なんか、科研費なんか持ち越してできるようになりました。2年間にわたって使えるのですよ。だからその仕組みを変えないと適切な配慮ができないのじゃないかという感じも受けます。

清水部長 ジェットロの本来事業と言うと正確ではありませんが、交付金で実施している事業であれば中期計画の中で複数年度事業も出来るということになるのかもしれませんが、これは受託事業でございます。単年度単年度で私どもが公募に対して応募をして、採択していただいて実施するという事業でございます。あえて言えば来年度は実施できないかもしれない事業でございます。したがって基本的には経済産業省が会計年度の中で実施することを求めてきておりまして、それに対して「実施できます」という答えを我々、応募時にしていくものです。ご質問のご趣旨は分かりますが、制度上はなかなか難しいかと存じます。

ただし、すべての案件が年度を越えてないのかと言われると、例外もございます。現地国の

事情によって調査が延びることが余儀なくされたケース、例えば紛争があった場合などには年度を越える調査を個別に認めていただく場合もございます。これは極めて例外的なものだと認識しております。

原科委員長 そうしますと、J B I Cの場合にはプロジェクトに近いところで通常の事業アセスをやりますから、それで1年以上かかりますけれども、むしろ案件形成段階であれば、プロジェクトよりも上位のプログラムとかプランとか、あるいはポリシーとか、いわゆる3Pが対象です。そういう政策段階あるいは基本計画とか、それから整備計画、そういう上位の意思決定段階での判断だという、そういう位置付けがもしできれば、その場合には戦略的環境アセスメントという方法があります。そうするとアセスメントの方法論も変わってきて、既存のデータをベースに集めますから、この場合には1年かけなくてもいい、数カ月ということはある得ると思います。ですから、案件形成というのをどういうふうにとらえるかということだと思いますが、この辺はどんなふうにお考えでしょうか。

清水部長 この案件形成をしたものがすべてプロジェクトに繋がるかといいますと、先ほど申し上げたとおり、非常にパーセンテージとしては小さいものでございます。逆に何でこんなに小さいのだという議論が逆の観点からはあるかもしれません。いずれにしてもプロジェクトにつながっていくプロセスの中できちりと環境なり社会影響の配慮をしていただくために、どういう配慮をしていただくのかということはこの案件形成段階でできるだけ精緻にあぶり出すというのが私どもの調査の目的かと考えております。

原科委員長 そうすると、その戦略的環境アセスメントを適用するようなレベルと考えてよろしいですね。

清水部長 戦略的環境アセスメントの定義にもよると思います。

原科委員長 計画段階より前の意思決定。

清水部長 どの項目についてチェックをしなくてはいけないのかという予備チェックをしていくということかと思えます。

原科委員長 戦略的環境アセスメントであれば、事業アセスと違いますから重複感はなくなります。ただ事業アセスと同じようなものを求めれば、これはさっき松本さんおっしゃったように重複になってしまいますからね。そうじゃないレベルのものだといえば話はわかるのです。それで申し上げました。

今の点は終わりました。高梨さんどうぞ。

高梨委員 もう1つ別な観点から確認ですけれども、私ども今までJ I C A、J B I C、いわゆる国際約束に基づいて要請ベースでやっている事業と、ジェットロさんの事業の比較をここ

でしてみたいと思うのですけれども、1つは現地政府とジェットロさんの関係です。当該案件を見ましてどういうご関係なのかという点と、2つ目ですが、実際受託企業が現地でいろんな環境社会調査をされる。そこでデータや関係資料の収集というようなことが実は一番大事な点なんです、こういった点でジェットロさんは特段の支援なり応援なりということをされるのかどうかということをお伺いしたいと思うのです。

清水部長 JICAさん、JBICさんの案件は要請ベースでございますけれども、ジェットロ調査は要請ベースではなく、まさにプロジェクトをどういうふうにするかという段階です。とはいえ、何も現地政府とコンタクトがないかというところではなく、現地政府ともどういう案件があるのかというご相談を、これはジェットロだけではなく、現地の大使館であったり関係公的機関も入って、行っているということかと思えます。いずれにしても、要請ベース段階にはまだ至っていないものだと認識しております。

それから、現地で企業はいろいろな調査をされるわけですが、この調査そのものにジェットロが何らかの形でサポートするということは、やっておりません。

高梨委員 受託企業が独自の努力で現地でデータを集めたり、それから政府機関を訪問したりという、そういう面では全く受託企業が独自の努力で環境社会配慮の調査なりをするという理解ですか。

清水部長 そうです。これは受託プロジェクトでございますので、ジェットロと企業との関係でいえば、企業の方はジェットロの事業枠の中で受託し、その契約の中で作業をされます。まさに企業が主体となって作業をするということだと思います。

原科委員長 吉田委員どうぞ。

吉田委員 3つのちょっと異なったカテゴリの実行可能性調査という調査をやるわけですが、その公募要項に関しては、これは1つだけで、あと2つあるわけですか。

清水部長 ございます。

吉田委員 内容的には大分違うのですか、同じなんですか。

清水部長 ほぼ同じでございます。もしご関心がありましたらコピーをお届けいたします。

吉田委員 というのは、結構3つのカテゴリを考えると、環境社会配慮という意味では違うような気がするのです。第1点、地球環境って、地球環境というものを目的に置くのだけでも、逆に民間だけの事業はそっちの方が制約条件になってくるという、そういう意味では違ったコンセプトじゃないかという気がしたものですから、したがって調査の内容においてもメリハリが違って来るなという、そういう印象を持ったものですから、今の個別にどういう要項なのかなという質問をしたわけです。

それともう1つは、178件やって、G Gベースに、E Nの方にいったのが10件ぐらいといったのですが、逆にそれを調査がベースに、コマーシャルベースでビジネスとして機会が広がっていったって、そちらでビジネスが成立するという、その両方があってもこの調査はいいのか、それともそれは困るのか、その辺のベースというのは考え方はどうなのかということも1点。

清水部長 まず公募要領につきましては、基本的には同じような形になっております。環境社会配慮が難しいものはご遠慮くださいという点と、何か問題がありますかという点について自己申告をしていただくものと、それから報告書の中ではJ B I Cのガイドラインに従って環境・社会配慮項目をちゃんと書いてください、という構造は基本的に同じでございます。ワーディングは、それぞれ少しばらついておりますが、もしご関心がありましたらそれぞれ公募提案要領のコピーがございますので、お手元にお届けさせていただきます。

それから、G Gベース以外はどうなのかというご質問でございますが、これは正式にはやはり我が国企業の案件にしたいなと我々は思っているわけでございますが、結果として、案件がこの調査に基づく案件なのかどうかというのはなかなか定義付けは難しゅうございますけれども、似たような案件を海外企業等に実際にプロジェクト化されてしまったという事例は幾つかあるだろうというふうには認識はしております。

岡崎委員 今の回答に補足いたしますと、例えばこういう作業をした日本企業がこの案件をジェットロに提案する、あるいは相手国政府に提案する。その後いろいろなプロセスがあるのですが、結果として例えば円借款になりますと、これまでですと調達条件が一般アンタイドになる可能性が高いわけですね。そうするとそこで競争入札ということになって、結果として日本企業に落ちない場合もある。これは競争力の結果そういうことになるわけですから、やはり致し方ないわけですが、一方で円借款に乗せると、むしろ輸出金融で日本企業が支援を要請するという場合もあるものですから、G Gベースか海外かということじゃなくて、G Gベースかあるいはコマーシャルベースで日本企業が落とす場合があつて、それ以外に海外が落とす場合があるということです。

それから、この1件4,000~5,000万円という金額の規模ですが、これは書いた人がF Sというかどうかは別として、一般的に言ってF Sと言うにはコスト的には極めて金額的に少ない規模であります。このF SのレポートがもしJ B I Cの窓口を持ち込まれて、これですぐに審査をしてください、融資をしてくださいというには、恐らく十分なものにはなっていません。ですからこの後の本格的なF Sにかかる時間、それからそこで行われる実際の環境社会配慮というようなことを考えますと、まだまだ極めて上流のところでの調査なんですね。実際にプロジェクトに最終的に融資するというJ B I Cの立場からすると、可能性は多い方が少ないよりは

いい。かつそこに日本企業が、自分たちであればこういうプロジェクトをやりたい、こういうプロジェクトであれば我々のノウハウが生かせるというものをお持ちで、それに政府の施策にのっとって予算がつくのであれば、初期的な調査はこのジェット口の制度を使ってやりたいというのが恐らく日本企業のお考えではないでしょうか。

それで、その結果でき上がった調査が将来円借款ですとかあるいは旧輸銀のファイナンスに乗るには、まだまだ時間も内容も詰めていかなくてははいけない。そこには時間もエネルギーもかかるということでありまして、原科先生がおっしゃった環境社会配慮ということ1つ取っても、ここではあくまで、このプロジェクトをやる上で、どういったことを配慮しなくちゃいけませんよと。しかし実際にその配慮をする上で必要な調査というのはむしろ本格的なF Sの中で行われる。そのF Sにかかるコストというのは恐らく桁が違う規模になると思っています。

原科委員長 そうですね、そのように思います。だから、F Sという表現はやめて、もっと別な言葉を言ったほうがいいかな。F Sと連結というのはやめて。

吉田委員 僕もそう思う。多分これだけの期間と額との提案要項を見ると、むしろプロジェクトの方向を決めたり、実行可能性調査のためのタームズを入れたり、そういうものを使って、すなわちプロジェクト編成調査というのが的確だと思う。それを使えない理由は何かほかにあるような気がするのです。中身的には形成ですよ、多分ね。

原科委員長 形成ですか。イニシャルスタディですね。

吉田委員 形成するに当たって、次のフェーズに移る段階のぎりぎりのトライ。多分社会配慮ではこういうことがある、そういう問題を提起する。そうじゃないと、この178対10というのはとても納得できない話になってしまう、そんな感じを持ちますね。

原科委員長 そうすると、こういうお金の使い方をしていいのかと言われちゃう。

清水部長 その議論は別にあるのかもしれませんが、いずれにしても出来るだけ幅広く、どんな案件があるのかをピックアップしていくのがこの調査の目的です。

吉田委員 ショッピング的なね。形成調査でショッピングリスト作成とかそんな感じのレベルですね。

清水部長 制度の名称も、活性化事業等調査とか導入可能性調査となっていますが、かなり初期段階のいろいろな案件をピックアップする作業であるという認識をもう少し持っていただけるような名称をつけた方がいいのかもしれない。

ただし、これは私どもの事業名ではなくて、経済産業省の事業名を受けているものです。

原科委員長 経済産業省の方。あれもう帰られた。経済産業省の方が意見を全然言っていたかないのは非常に困っています。特にきょうは一番大事なところですから。ちょっと困りま

したね。

岡崎委員 これは結局それぞれの予算要求の制度のときの、予算要求の背景でその名前がついているわけですよね。それがずっと残っているのだと思うのですよ。ただ世の中ではみんなジェットロFSと言っちゃっているわけですよね。それはほぼ慣用化しているというのがあります。

原科委員長 どのようなことで言い出したのですか。

岡崎委員 それぞれの名前が長いので。

高梨委員 我々の世界ではどっちかというところ……

原科委員長 じゃプロファイとおっしゃる。そういう表現を使いましょうか。

高梨委員 どっちかというところプレFSだって言うんですよね。

原科委員長 プレですか。

高梨委員 ですからFSじゃなくて。

原科委員長 プレですね。

清水部長 プロジェクト・ファインディングの日本語訳かとも思いますが。

原科委員長 そうですね。

清水部長 案件発掘ぐらいの方が本当は適切なネーミングではないかと我々も感じております。

原科委員長 ただJICAの案件形成に近いレベルでしょう。

吉田委員 そうですね。

原科委員長 SEA、まさにSEA。SEAしかできない。普通はこの金額では。

満田先生どうぞ。

満田委員 このスキームは、期間といいお金といい、実際問題プレFSなりその前の段階のものしかできないのかもしれないのですが、実態としてその後どうなるかということが重要なのかなと思います。ジェットロさんのフォローアップ調査の中で、要はこの通称ジェットロFSなるものの後に円借款なりあるいはほかの国際金融等業務につながる間の過程で本格的なFSが改めてやられた、あるいは本格的なEIAが例えばジェットロFSをもとにして行われたとか、そこら辺のフォローアップがもしされているのであれば教えていただきたい。これからの議論に非常に重要なポイントになるかと思しますので、もし確認できるようでしたら確認してフィードバックしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

原科委員長 今の件、この点に関しまして今何か情報ありますか。

井上主幹 すみません、そこはフォローアップといいますけれども、まさに先ほどちょっと

ご説明させていただきましたとおり、実際その基準がはっきりしないとなかなかその調査、派遣もかなりありますので調査できないところがありまして、基本的には交換公文ベースになった、そういったものしか把握しておりません。ですので、ちょっとそういうものについては現状把握できてないというところでございます。

ただ、今ありましたとおり、国交ベースで、要はE Nを結ばれたものがあるものについては、当然当該国の政府の方でE I Aなんかに進んでいるであろうと我々としては想像はしておりますけれども、ただそれについて詳細な調査というのは今のところやってはおりません。

満田委員 もう1つなんですが、国際金融等業務としてE NというのはO D Aの方ですが、国金の方のJ B I C 借款に実際つながったようなケースというのはフォローされていますか。

原科委員長 さっきの10件はいろんな形になっているわけでしょう。

岡崎委員 これは円借款。

井上主幹 そちらの方も、ちょっと個別のプロジェクトの話になりますと、我々としてはそこまで捕捉はできておりません。

清水部長 調査の主体はコンサルティング会社さんであったり、商社さんであったり、いろんな方がいらっしゃるのですが、その方自身がそのままプロジェクトをやられるわけではないケースが当然多いわけです。私どもが行ったフォローアップ調査でも例の調査はその後どうなっていますかと聞くわけですが、必ずしも全部の案件が正確に返ってくるわけではないというところに若干もどかしさがあることは事実です。相当こうした調査には限界があるということに、ご理解をいただきたいと思います。

岡崎委員 これはジェットロさんからご要請があって、我々の方から逆にさかのぼるということが可能かということを確認を求められたのですが、先ほど申し上げましたとおり、円借款なり国際金融等業務で直前に我々が使ったスタディがジェットロプロファイであることというのはあまりないのですね。そうすると、行内の文書を見ても、このプロジェクトのフィージビリティスタディは何だったのかと言われて、そこに書かれているものは、ジェットロF Sの後さらに詳細なレポートをむしろ書いてあって、さらにその前はジェットロF Sだったかもしれない。そこは実態として文書上追いかけるられない。追いかけてくても追いかけるられない。ですから、178分の10というのは追いかけられた数という意味なんだろうと思うのです。その後、紆余曲折を経て、ひょっとすると形を変えて円借款になっているかもしれないし、あるいはストレートに輸出金融に連れていっているかもしれない。ただそこはジェットロF Sの段階と実際の融資との間にかかなり時間差や調査の精度を高めていくステップがあるものですから、直接のリンクがないケースがほとんどなので、どちらから行ってもつながっていないのが今の実態なんで

す。

清水部長 GGベースでない案件にも関心がありますし、また、他の国の様々なファイナンスで実施している案件がどれくらいあるのかにも大変関心を持っているところです。しかし、1対1対応をしないものですから、この案件は果たしてジェット口の調査でやった案件かどうかという点がなかなか特定できないというのが正直なところでございます。

原科委員長 こういうことをやっておられるから、これからは何かフォローアップをきちっとやる工夫も必要になりますね。調査したところにはフォローアップを義務づけしてもらわないと。後は知らないというのでは困りますね。

清水部長 調査を実施された方にはこのフォローアップアンケートにも答えてくださいということはかなり強くお願いをしております、回収率も非常に高くなっています。しかし、彼ら自身にもわからない案件が相当あることが正直なところでございまして、現実問題としてはなかなか難しいのが実態でございます。

原科委員長 ほかにございますか。川村さん。

川村委員 簡単な事実確認だけなんですけれども、その10件のリストを出していただくという事は可能なんですか。

岡崎委員 可能でしたよね。

原科委員長 具体的にちょっと見た方がいいですね、どんなことになっているのか。

清水部長 交換公文はオープンになっているはずでございます。ただし、我々の情報ではありませんので、確認をいたします。

原科委員長 じゃそれは次回に出してくれますか。内容もわかるようにして。

岡崎委員 我々はどう見ているかという。多分その間にどこどこが受注した何とか調査というのがあるかもしれませんし、あるいはJICAの開発調査がかかっているかもしれないし、ストレートに来ているということはあまりないと思いますね。

原科委員長 じゃ、今の件につきましてはそういうことで、できるだけ情報を集めていただいて、次の委員会で議論しましょう。

ほかにございますか。じゃ満田さん。

満田委員 同じ質問です。

原科委員長 じゃ吉田委員どうぞ。

吉田委員 今のこれまでの議論をしていて、やはり1つはJBICあるいはJICAというタイトルは環境社会のガイドラインということを使っていて、現にJICAとジェット口と違うのはやはりGGという、そういうような決まりがあって、すなわちエンフォースメントがジェ

トロに別がないという、そういうことだと思いますね。JBICですとじゃ融資しないよという、JICAもじゃ支援をしないよ、ジェットロさんはどういうエンフォースメントがあるのだろうという、そこは結構大きな意味があって、ある意味ではジェットロがガイドラインという言葉を使っちゃうと、結構これは世の中にミスリーディングかもしれないという、僕の今の言っているのは感想なんですけれども、それに絡んでいるとやはり、ジェットロさんはどこまでコントロールできるか。流れの中で、プロジェクトが生きていく中で、内部の中でどこまでやっていく、いつもアドバイザー機能しかないのか、どこでやるのか、その辺が少しすっきりしないと、なかなか難しいなということが今までの議論での感想です。

原科委員長 なるほど。ガイドラインという言葉はちょっとミスリーディングかもしれないとおっしゃいました。私はそうも思いませんけれども、エンフォースメントという関係においてはそういう誤解を招くおそれがありますね。だからジェットロのそのプロファイル、これの役割ですね、どんな役割として考えるか、そこをきちっと整理しておかないとまずいと思いますね。そういう情報生産ということでストップですかね。

岡崎委員 吉田委員のおっしゃったことは私も前回申し上げたことです。既に世の中にJICA、JBICのガイドラインがあって、具体的に業務を律しているわけですね。かつ具体的なアクションをとる、あるいはチェックをするというものになっているので、ジェットロさんの場合、アドバイザー業務とそれから調査業務が仮に対象だとして、それを律するものをどういう名称にして、具体的にじゃジェットロとしてより望ましいものを求めるための強制力を持てるのかどうかというようなことを考えると、もし吉田委員がおっしゃるとおり、そのこと、それがガイドラインの意味するところだと世の中の的に理解されていると、ジェットロがガイドラインを作りましたというと、そういう受けとめ方をされる方はいるかもしれません。

原科委員長 じゃ、満田さんどうぞ。

満田委員 ガイドラインという言葉を考えてときに、外に示すガイドラインと、それからみずからを律するためのガイドラインと、二通りあると思うのです。私はJBICのガイドライン策定時の初期の段階での研究会では、どちらかという銀行内部といいますか、融資の意思決定に当たってのガイドラインなのかなというふうに何となく自分では理解しています。ジェットロさんとしては、企業活動を促進するですか、企業との接点が多くて、むしろ企業の方々の企業活動をより持続可能なといいますか、環境社会に配慮したものに働きかけていくという意味での、そういった意味合いがJBIC、JICAに比べて強いのではないかと考えます。もちろんJBIC、JICAも相手国なり融資対象者に対して働きかけを行っていくということも重要と思うのですが。

ちょっとうまく言い切れないのですが、中の意思決定を律するものと外への働きかけというものを考えたときに、ガイドラインというのは恐らく両方使えて、外への働きかけであっても、方向性を示すという意味ではガイドラインという名称もいいのかなという気がしないではないのですが。

原科委員長 そうですね、私はそんな感じがしたので、ガイドラインでもいいのかなと思いました。今おっしゃったように、J B I Cの場合は銀行内での業務に関するガイドラインということと、それから対外的にそういうメッセージを送ってそれに対応してもらう、両面ありますね。だからそれはあると思います。ジェットロの場合は、そのジェットロの案件形成関連調査の結果がどれだけ次の事業化のときに強制力があるか、これはおっしゃるとおりで、直接的にはないわけですが、でも案件形成調査のつくり方、調査の方向、こういうものに関してガイドラインがあってもおかしくないですよ。その意味では、そのガイドラインというのはそういうようなところで考えたらどうかなと思います。そのつくり方に対してジェットロの基準があれば、当然そのことが情報として伝わりますから、それぞれの企業とか調査会社も十分それを配慮して、だんだん環境配慮が浸透していくのじゃないかと思います。

神崎さん。

神崎委員 別の点なんですけれども、いいですか。

原科委員長 どうぞ。

神崎委員 すみません、基本的なことなんですけれども、1つお伺いしたいのですが、審査委員会ということについて、これまでもしもう話されているようであれば.....

原科委員長 いやまだ全然、きょうが初めてです。

神崎委員 審査委員会というものについてももう少し具体的に教えていただきたいと思ったんですけれども。

原科委員長 じゃ、ジェットロにおけるこの件に関する審査委員会についてご説明いただきたいと思います。

清水部長 わかりました。

先ほどの、例えば3ページの地球環境調査のフロー図でいいますと、公募の締切りが7月28日でございます、審査委員会は9月7日です。その間、7月末から8月末、9月の頭にかけて内部で精査をいたします。特に公募要件を満たしているかを確認し、1つでも満たしてなければ採択せずということにいたします。それからプロジェクトの重要性、効果、プロジェクトの実現可能性、それから提案者の調査能力などを審査していくわけです。これは先ほどの公募提案要領をご覧いただきますと、お分かりいただけると思います。例えば14ページ以下が個別

案件表の本文でございますけれども、具体的にどんな提案者であって、どういう提案の中身なのかを書くとともに、このプロジェクトの位置づけや、具体的な実現可能性について書くことになっており、これに沿って内部でチェックをいたします。ある程度事務的に整理した上で、審査委員会にお諮りをして、いろいろ議論をしていただきます。これは通常の審査委員会と同じだと思います。その過程で、環境配慮も項目にありますので、ご覧いただきながら、また全体のバランスも見つつ案件を選ぶということでございます。点数だけではなくて、1国だけに集中するわけにもいきませんので、国のバランスであるとか、そういったことも考えつつ、候補を審査員の方に選んでいただくということでございます。

こういうざっくりしたご説明でよろしゅうございますでしょうか。

原科委員長 よろしいですか。ですから審査委員会、これは選考委員会と言い換えてもいいですね。案件をセレクションする。

清水部長 案件を選ぶ委員会です。

原科委員長 どんなメンバーから。

清水部長 オープンにしておりますが、中立的な立場の大学の先生が地球環境と民活は5人です。それから石油調査も大学の先生、それから石油関係の公的な組織体の方も入れて、これも5人です。

原科委員長 外部の専門家に選考していただく。

清水部長 はい。

原科委員長 よろしいでしょうか。

清水部長 石油調査の委員会は6人で行いました。失礼いたしました。

原科委員長 それで、吉田委員からの質問ですが、専門家の中に社会環境配慮の専門家は入っているのですか。

清水部長 大学で環境の関係の講座を持っていらっしゃる方にも入っていただいております。

原科委員長 それぞれ。

清水部長 はい。ご専門の見地から選考をしていただいております。

原科委員長 選考の段階でそういう配慮がある。

じゃ続けてどうぞ。神崎さん。

神崎委員 同じ継続的な質問なんですけれども、この委員会の段階で、では基本的に情報のソースとなるのは、提案者から出されたこの案件表という、その他の情報というのも何かあわせてあるのですか。

清水部長 あります。

神崎委員 それともう1つは……。とりあえずそれで。

清水部長 基本的には申請書類をベースに見ていくわけでございますけれども、当然その裏づけを取るという意味で、私どもジェトロの海外オフィスであるとか、関係機関の方に現地の状況等を聞くという作業をジェトロが事務的にやっているところでございます。

原科委員長 今のご説明で審査委員会の定義はわかりました。

井上主幹 1点だけちょっと補足させていただきます。

審査委員会でございますけれども、案件を実際に見ていただくところの段階において、これは基本的にはそのプロセスをきちんとやっているかどうかというのを見ていただくのがメインでございます。そのプロセスの中できちんと案件が採択されているかどうかというのをチェックしていただく機関がございます。それで、先生方には一通り全部の案件を、ほとんどの案件をご説明をさせていただくわけでございますけれども、全部の案件で先生方にマル・バツをつけていただくということじゃなくて、きちんと我々が審査のプロセスというのを設けた上で、そのプロセスにのっとって採択しているかどうかというのをご確認いただくという形がメインでございます。

原科委員長 わかりました。それで、環境社会配慮からいえば入り口のところをチェックしていただく。大事なのはこのプレファインド調査と申しますが、調査の中身でどこまで環境社会配慮をしっかりとやったかということなんですね。その意味では、今の3ページのフローチャートで、2月22日から内容の精査してありますけれども、そのところできちっとしたチェックが必要だと思うのですよ。ここはもうジェトロの内部でやられるわけですね。だからそのところの工夫が必要だと思います、これからの進め方としては。

ほかに何かございますか。どうぞ岡崎委員。

岡崎委員 先ほど申し上げたこととあるいは重複するかもしれないのですが、私の理解を申し上げますと、いわゆるこういった調査ものというのは、やはりその制度そのものは、特に地球環境・プラント活性化事業等調査は、ここにもはっきり書いてありますけれども、制度そのものの狙いはやはり円借款へ結びつけたいというのが調査の狙いです。それは、円借款が規模が拡大するに伴って調達一般アンタイトで日本企業はなかなか受注できない。いろいろな理由があって、為替の問題とか価格の問題とかあって、なかなか日本企業が受注できない。一方で日本企業を特別扱いするわけにはいかない。そうすると、できることは何かというと、予算からその調査に必要なお金を確保して、将来の案件形成でかつ日本企業が得意とするようなもの、あるいは日本企業が追いかけようとしているようなものを、案件の準備をさせることを政府としてお手伝いしましょうということになった制度なんですね。入札のところでは日本企業を特別

扱いしたら、これは手が回ってしまう世界なので、そういうことはもともとはあったのだと思います。ですから、やはり税金が投入されている円借款であり、調査だと思しますので、狙いは円借款に結びつけるということだと思います。ただこの調査の完了をもって、じゃこれでJ B I Cさんすぐに円借款つけてくださいということじゃなくて、当然プロセスとしてはまず相手国の確認ということもありますし、それから何より調査そのものの精度というものが直ちに借款を供与するだけのものにはなっていないということで、それはもう制度もそういうことを想定していますし、与えられている予算もそういうものだということだと思います。ただ案件の形成に民間企業のノウハウを活用したいということででき上がった制度なんだろうと私は理解しております。その点だけ。

原科委員長 その意味でいいますと、先ほど申し上げたように調査報告書の中でこれからは環境社会配慮を十分やっておかないと、今のような国際的な競争の場でも勝てないのだと思います。それが不十分だとそれで落っこっちゃうということだと思います。

ほかにご質問ございますか。松本委員どうぞ。

松本委員 1つは、石油特会の方はともかく、ODAで出ている方ですけれども、これはODA大綱をリファアするのかどうか。例えば12年度ぐらいに、ミャンマーの案件がありますけれども、ODA大綱上いろいろと毎年外務省が書いている国ですけれども、こういう国に対する事業の場合、ODA大綱をリファアされているのかというのが1つ目の質問。

2つ目は、報告書は一体だれに出しているのかということでもあります。当該国政府あるいは何か実施機関に出すのか、日本語だけでつくってジェットロのライブラリーに入るだけなのか、この報告書は一体どこへ行くのかというのが2つ目です。

それから3つ目は、どこまで経産省によって決められているのかを教えてください。例えば4,500万円というのはもう決められていて、案件数も決められているのか、それともじゃ総額10億円で、例えば1件あたりを2億円にして、年間5件に変えるということは、受託者側でできるのかどうか。どこまで経済産業省は決めていくのかということが3つ目です。

最後に、私も幾つか見ている中で、調査期間って結構やはり短いのですけれども、私のようなどちらかというと一般的な水準で生活をしている者からすると、4,500万円とはいえ、現地調査をしている日数が2週間程度というものもある。2週間現地に行って4,500万円ってちょっとおいしいなと逆に思ってしまうわけですね。ですので、4,500万が低いという話しか出てきてないのですけれども、しかし実際にやられている調査と比較して結構既存文献のレビューが多いですし、本当に4,500万円が低いのかどうかというのもちょっとよくわからない。そういう意味で、一体どのぐらいこの調査というので現地踏査とかをされているのか、どういうふ

うにジェットロが把握されているのかというのが4点目です。

原科委員長 ちょっと多かったですけれども、順番にお答えいただけますでしょうか。

清水部長 4点ご質問をいただきました。1点目のODA大綱との関係ですが、ODA大綱自身を直接リファーする形で、例えば公募要領などには書いてございません。しかし、今お手元に配布した地球環境調査の公募要領の中に、なかなか分かりにくいのですけれども、3ページの上の注の2でございますけれども、「国によっては債務削減実施等の事情で当面実質的に円借款等の供与が不可能な国もあるのでご注意ください」という表現で記述をしております。実質的に幾つかの国についてはプロジェクトの対象から外れるということになっているところでございます。

それから、2つ目の、報告書をどこに出しているのかというご質問と、何語なのかというご質問です。報告書は日英の両方で作成をお願いしてございまして、それが提出されてまいります。

その報告書は、これは受託事業でございまして、著作権は国に所属しますので、私どもは国に納付しております。ただし、公開をするために、私どもの図書館に報告書を置かせていただく許可を頂戴しまして、皆様が閲覧できるようにしてございます。それから国会図書館にも納めますので、そこでも見ることはできると思います。

それから、英文の報告書は、調査実施企業が経済産業省の許可を取って、現地の関係機関にお届けしているというふうに理解しておりますが、これは必ずしもルールがあるわけではございませんので、様々なケースがあるかと思えます。

それから、3番目のどこまで経産省は決めているのかというご質問でございます。基本的に経産省の公募要領の中に相当細かく書き込んでございます。これは私どもの公募提案ではなくて、経産省の公募要領の中に書き込んでございますので、その枠を外れることはなかなかできないということでございます。

松本委員 公開していますか。

清水部長 経済産業省のウェブの中に公開されています。

井上主幹 その中で額も書いてあります。1件当たりの額。

清水部長 ですから予算額も決まっていますし、おおよそこれぐらいという案件毎の上限が見えていれば、案件数もおのずとわかる、というものでございます。

それから、4番目は……

原科委員長 金額に見合うことをやっているかということですね。

井上主幹 調査の具体的なものにつきましては、お聞き及びのとおり、案件によって大分異

なりまして、今ご指摘ありましたように、本当にその2週間ぐらいしか現地に行けないものから、場合によっては、契約の期間、今回は本当に数カ月、短いわけでございますけれども、その間に実際の調査員が1年半とか2月近くにわたって現地に行っているケースもございます、そういったものの人件費を基本的に積み上げた形で、その範囲の中で積算をさせていただいております。ですので、個別の案件ごとに採択をさせていただいた後で、その後本当に現地でかかる経費もございますとか、人件費でございますとかというのを、個別の人ごとに算定をさせていただいておりますので、そういった意味では今ご指摘ありました調査の、海外の調査が短いから額が減るといふ、必ずしもそういうわけではないのですが、実際の国内での調査にあてられてございますとか、場合によったら、国によってはちょっと外部にいるんな参考資料を集めてもらうとか、そういった経費がかかる場合もございますので、個別のケースごとに委託金額を算定させていただいているという状況でございます。

原科委員長 どうもありがとうございます。

予定時間がもうしばらくになりましたので、そろそろ切り上げますけれども、きょうは最初にJBICのガイドラインのご説明をいただきました。JBICは借入人が行った環境社会配慮に対して、これを確認するということですね。その意味ではジェットロの場合にもやはりこの調査報告書に対してその中で環境社会配慮をちゃんとやったかどうか、そういう確認する役割だと思えます。ですから、先ほどのフローチャートでは最後の方の段階で、例えば3ページですと2月22日から内容の精査とありますけれども、恐らくその辺の段階で環境社会配慮をしっかりやったかを確認することが1つ大きな役割だと思えますので、その辺のこともこれからきちんと議論したいと思えます。

今日は、これで終わりにいたしますけれども、何か事務局からございましょうか。次回のことはどうしますか。

事務局(植田) 次回でございますけれども、今委員の皆様、一部幹部の方のご都合をお伺いしておりますが、2月14日、15日あるいは22日のあたりを今候補に考えておりますので、また個別にご連絡をさせていただきまして、皆様の一番たくさん出ただけの日を設定をしたいと思えます。よろしく願いいたします。

原科委員長 それでは、次回は2月14日、15日あるいは22日という中から選ばせていただきます。それとあと、3月には2回ぐらい開くかもしれませんので、そんなようなことをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では、きょうはこれでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

午後 4時57分閉会